

令和4年度 福岡市住宅用エネルギーシステム導入促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 住宅用エネルギーシステム導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、福岡市地球温暖化対策市民協議会（以下「市民協議会」という。）が住宅用エネルギーシステムの設置について経費の一部を助成することにより、自家消費型の住宅用エネルギーシステムの導入を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの促進を図ることを目的に交付する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 未使用品 未使用であることをいう。ただし、システムが設置された住宅を購入する場合には、住宅購入者及び過去の居住者が使用していない場合をいう。
- (2) 既設 第10条の規定による補助金交付対象申請時にシステムの設置が完了している場合をいう。ただし、システムが設置された住宅を購入する場合は除く。
- (3) 集合住宅 1棟の建物内に複数の住戸が区画され、各区画がそれぞれ独立した住宅をいう。

(補助対象システム)

第4条 補助金を交付する対象となる住宅用エネルギーシステム（以下「補助対象システム」という。）及びその要件は、別表1-1に定めるとおりとし、福岡市内の住宅に設置され、かつ、未使用品であること。

- 2 リチウムイオン蓄電システム、V2Hシステムについては、住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）の設置を条件とし、これら補助の条件となるシステム（以下、「補助条件システム」という。）の要件は、別表1-2に定めるとおりとする。なお、補助条件システムは新設・既設を問わない。
- 3 同一の補助対象システムは、住宅1戸につき1基を上限とする。ただし、補助金交付対象申請ができる住宅は、申請者一人につき10戸を上限とする。
- 4 過去に市民協議会から同一のシステムの設置に際し、すでに補助金の交付を受けている場合、当該システムは補助対象としない。ただし、第21条の規定により補助金を返還した場合又は別表6の管理期間を経過した場合はこの限りではない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、補助金交付対象決定時に福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び延滞金等）に滞納がない者のうち、別表2に定めるとおりとする。

(暴力団の排除)

第6条 市民協議会は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に準じ、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市民協議会は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市民協議会は、補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市民協議会は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し、

当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象システムの機器費（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。また、値引きがある場合は、値引き後の価格を補助対象経費とする。

（補助金の交付額等）

第8条 補助金交付額及び補助対象住宅は別表3に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国等の他機関からの補助金と前項の規定により算出した額の合計額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費と他機関からの補助金の差額を補助金の交付額の上限とする。

3 前2項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（申請受付期間）

第9条 申請者は公募により募集することとし、第10条に規定する申請の受付期間（以下「申請受付期間」という。）は、令和5年1月27日までとする。ただし、申請受付期間であっても、第10条に規定する申請が予算を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

（補助金交付対象の申請）

第10条 申請者は、設置工事着手予定日若しくは補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居予定日の前日から起算して30日前（土日祝日の場合は、前営業日）までに不備・不足が無い状態で補助金交付対象申請書（様式第1-1号）に別表4-1及び別表4-2に定める書類（以下、「申請書等」という。）を添えて、市民協議会が定める事務局に電子メール又は郵送により提出（郵送の場合は必着）しなければならない。

2 市民協議会は、前項に規定する申請書等の記載事項に不備がある場合、必要書類が整っていない場合、前条に規定する申請受付期間及び前項の期限までに提出されなかった場合、又は、その他要綱に定められた形式等を含み申請要件に適合しない場合において、申請者に対して、期限を示して当該申請の是正又は補正を求めることができる。

3 市民協議会は、前項に規定する示された期限を超過して是正及び補正がなされない場合は、第11条第4項に基づく補助金交付非対象決定を行うことができる。なお、市民協議会がやむを得ないと判断する合理的な理由がある場合は、この限りではない。

4 申請者は、第11条第3項の規定による決定前に、補助対象システムの設置工事に着手してはならない。ただし、補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は、同条同項の規定による決定前に入居してはならない。

5 福岡市及び市民協議会が実施する補助事業において、同一の補助対象システムに係る併用申請は不可とする。

（補助金交付対象の決定）

第11条 市民協議会は、前条第1項の申請があったときは、速やかに申請書等の内容を審査し、補助金交付対象としての可否を決定する。

2 市民協議会は、前項の審査において必要があると認めるときは、補助対象システムが設置される現地の調査を行うことができる。

3 市民協議会は、補助金交付対象として認めたときは、対象決定を行い、補助金交付対象決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

4 市民協議会は、補助金交付対象として認められないときは、非対象決定を行い、補助金交付非対象決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

5 前条第1項に規定する申請が事務局に提出された日から、補助金交付対象及び非対象の決定を行い、申請者に通知を行うまでの標準的な期間は30日とする。ただし、不備・不足があった場合はこの限りではない。

6 前項について、次に掲げる期間は、標準的な期間に算入しないものとする。

- (1) 福岡市の休日を定める条例（平成2年福岡市条例第52号）第1条に定める休日の日数
- (2) 前条第2項に規定する申請の是正又は補正に要する日数

（取下げ届）

第12条 申請者は、前条第3項及び第4項の決定前に第10条の申請を取り下げようとするときは、速やかに取下げ届（様式第4号）を提出しなければならない。

（計画変更の承認申請）

第13条 第11条第3項の補助金交付対象決定通知書を受けた者（以下「対象決定者」という。）は、同条同項の規定により決定された補助対象システム、新設予定の補助条件システム又はその両方を変更するときは、当該システムの設置工事に着手する前若しくは補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居する前に、計画変更承認申請書（様式第5-1号）及び別表4-1又は別表4-2に定める書類を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第11条第3項の規定により決定された補助金交付予定額が増額とならない軽微な変更についてはこの限りではない。

2 対象決定者は、第11条第3項の規定により決定された補助対象システムに変更がない場合であっても、補助対象経費を変更するとき、同条同項の規定により決定された補助金交付予定額と補助金交付請求額に差異が生じる変更をするときは、当該システムの設置工事に着手する前若しくは補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居する前に、計画変更承認申請書（様式第5-1号）及び変更内容を確認することができる書類を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市民協議会は、前2項の申請を承認した時は、計画変更承認通知書（様式第5-2号）により、対象決定者に通知するものとする。

（計画中止届）

第14条 対象決定者は、補助対象システムの全部又は一部の設置を中止しようとするとき並びに補助条件システムの全部又は一部の設置を中止しようとするときは、速やかに計画中止届（様式第6号）を市民協議会に提出しなければならない。

（補助金交付請求書の提出）

第15条 対象決定者は、補助対象システムの設置が完了した日若しくは入居日のいずれか遅い日から起算して30日（土日祝日の場合は、前営業日）又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに、不備・不足が無い状態で補助金交付請求書（様式第8-1号）に別表5-1及び別表5-2に掲げる書類（以下「交付請求書等」という。）を添えて市民協議会が定める事務局に電子メール又は郵送により提出（郵送の場合は必着）しなければならない。

2 補助金交付請求額は、第11条第3項の規定により決定された補助金交付予定額を超えてはならない。ただし、第13条の計画変更承認申請書（様式第5-1号）を市民協議会に提出し、その承認を受けた場合は、第13条第3項の規定により決定された補助金交付予定額を超えてはならない。

（補助金交付の決定）

第16条 市民協議会は、前条第1項の規定に基づく補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに交付請求書等の内容を審査し、補助金交付の可否を決定する。

2 市民協議会は、前項の審査において必要があると認めるときは、補助対象システムが設置された現地の調査を行うことができる。

3 市民協議会は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第9号）により、対象決定者に通知するものとする。

4 市民協議会は、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第10号）により、対象決定者に通知するものとする。

5 前条第1項に規定する補助金交付請求書の提出があった日から、補助金交付及び不交付の決定

を行い、対象決定者に通知を行うまでの標準的な期間は 30 日とする。ただし、不備・不足があった場合はこの限りではない。

6 前項について、次に掲げる期間は、標準的な期間に算入しないものとする。

(1) 福岡市の休日を定める条例（平成 2 年福岡市条例第 52 号）第 1 条に定める休日の日数

7 市民協議会は、次の各号に該当する場合は、第 11 条第 3 項に規定する補助金交付対象決定を取り消し、補助金交付請求が取り下げられたものとみなすものとする。

(1) 前条第 1 項に規定する期限までに、補助金交付請求書の提出を行わない場合

(2) 前条第 1 項に規定する補助金交付請求書の提出において、交付請求書等の記載の不備、必要な書類の不足、又はその他の形式上の要件の欠如等について、同条同項に規定された期限までに是正又は補正が行われなかった場合

8 市民協議会は、前項の規定により補助金交付対象決定を取り消した場合は、補助金交付対象決定取消通知書（様式第 7 号）により、該当者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 17 条 市民協議会は、補助金の交付について補助金交付請求書に記載されている申請者名義の口座への振込により行う。

（補助金申請手続き等の依頼）

第 18 条 申請者は、第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定による補助金交付対象申請及び第 15 条の規定による補助金交付請求書の提出に係る手続き（第 12 条、第 13 条及び第 14 条の手続きを含む。）を第三者（以下「手続代行者」という。）に依頼することができる。

2 申請者は、前項に規定された手続きの代行を依頼するに当たっては、第 10 条に規定する申請と併せて申請等手続代行者選任届（様式第 13 号）を市民協議会に提出しなければならない。

3 手続代行者は、依頼された手続きの代行を行うに当たっては、本要綱の定めに従い、誠意をもって実施するものとする。

4 市民協議会は、必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者が本要綱の定めに従った手続きを遂行していないと判断した際には、同一年度内において、当該手続代行者に手続の代行を認めないものとする。

（管理）

第 19 条 補助金受領者は、補助対象システムの設置が完了した日若しくは補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居日から別表 6 にそれぞれ定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（処分及び変更の制限）

第 20 条 補助金受領者は、補助対象システムの設置が完了した日若しくは補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居日から別表 6 にそれぞれ定める期間内に、次の 1 号から 6 号のいずれかに該当することとなったときは、補助対象システムの処分及び変更に当たるものとして、あらかじめ財産処分及び変更承認申請書（様式第 11-1 号）（以下「処分等申請書」という。）を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、7 号に該当することとなったときは、事実の発生後、速やかに処分等申請書を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象システムを売却、譲渡又は廃棄するとき

(2) 補助対象システムを交換又は撤去するとき

(3) 補助対象システムが設置されている住宅を売却するとき

(4) 補助対象システムが設置されている住宅から転居するとき

(5) 転居に伴い、補助対象システムを福岡市外の転居先へ移設するとき

(6) 転居に伴い、補助対象システムを福岡市内の転居先へ移設するとき

(7) 補助対象システムが損傷又は滅失したとき

2 補助対象システムの設置が完了した日若しくは補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は入居日から別表 6 にそれぞれ定める期間内に、補助金受領者より補助対象システムを相

続した者は、補助対象システムの処分及び変更にあたるものとして、事実の発生後、速やかに処分等申請書を市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 市民協議会は、前2項の規定に基づく処分等申請書の提出があったときは、速やかに処分等申請書の内容を審査し、財産処分及び変更を承認したときは、財産処分及び変更承認通知書（様式第11-2号）により、補助金受領者又は補助金受領者より補助対象システムを相続した者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第21条 市民協議会は、補助金受領者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第17条の規定により交付した補助金を全額返還させることができる。

- (1) 本要綱に違反した場合
 - (2) 補助金を補助対象システムの設置若しくは補助対象システムが設置された住宅の購入以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助金の交付を受けるため、違法、不正その他不適当な行為をした場合
 - (4) 第6条第3項に基づく取り消しを行った場合
- 2 市民協議会は、補助金受領者が第20条の規定による承認を受けて補助対象システムを処分したときは、次項に定める方法により算定した額を返還させることができる。
ただし、その補助対象システムの処分が本人の責めに帰さない事由として次の各号のいずれかに該当するときは、市民協議会は補助金の返還を求めないものとする。
 - (1) 天災等により財産処分した場合
 - (2) その他市民協議会が特に認める場合
 - 3 前項の規定による返還の額は、管理期間に対して、補助対象システムの処分日の翌日から管理期間の満了日までの月数（1か月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額とする。
 - 4 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
 - 5 市民協議会は、第1項及び第2項の規定により、補助金の返還を求める場合は、補助金返還請求書（様式第11-3号）により、補助金受領者へ通知するものとする。

（協力義務）

第22条 補助金受領者は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受け、システムが使用可能となった月から、前1年間分及び後1年間分の使用状況調査報告書（様式第12号）の提出
- (2) その他別表6にそれぞれ定める期間内に市民協議会が協力を依頼する事項

（個人情報の取扱）

- 第23条 市民協議会は、福岡市住宅用エネルギーシステム導入促進事業の運営において個人情報を収集するに当たっては、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第8条第1項の規定に準じて、その利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行うものとする。
- 2 収集した個人情報は、市民協議会のほか、市民協議会と個人情報に関する機密保持契約を締結した第三者において、利用目的のために必要な範囲に限り、利用することができるものとする。
 - 3 個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、福岡市個人情報保護条例その他関係法令の本旨に従い、適正に行うものとする。

（雑則）

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、市民協議会が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月6日から施行する。

(別表1-1) 補助対象システム及びその要件

	システム	要件
1	住宅用太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> 集合住宅（敷地内の駐車場含む。）に設置されるものであり、発電した電力を、各住戸や共用部分で使用することを主な目的とするシステムであること。 停電等の非常時において、共用部分（ただし、各住戸に設置する場合は各居住部分）での発電電力の使用が可能なシステムであること。
2	家庭用燃料電池	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が指定するシステムであること。
3	リチウムイオン蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）が実施する「令和3、4年度 戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の補助対象機器であること。 SIIに登録されている保証年数が15年以上であり、パッケージ型番の範囲の設備費（蓄電池本体、パワーコンディショナー、リモコン、計測・制御装置、専用表示装置、筐体、他を含めた機器費）が、蓄電容量1kWhあたり13.5万円以下のシステムであること。
4	V2Hシステム ※電気自動車、プラグインハイブリッド自動車（電気自動車等という）を保有（又は交付請求までに購入）することが条件	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車等と住宅とで分電盤を通じて電力を相互に供給するシステムであること。 一般社団法人次世代自動車振興センター（NeV）が実施する「令和3、4年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）」の補助対象V2H充放電設備一覧表に掲載されているものであること。

(別表1-2) 補助条件システム及びその要件

	システム	要件
1	住宅用太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> 発電した電力を、各住戸や共用部分で使用することを主な目的とするシステムであること。
2	HEMS	<ul style="list-style-type: none"> 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 補助対象システムを設置した住宅において、その居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。

(別表2) 補助対象者

戸建住宅	集合住宅 (補助対象システムが住宅用太陽光発電システム以外の場合)	集合住宅 (補助対象システムが住宅用太陽光発電システムの場合)
(1) 自ら所有する住宅又は所有者以外で居住している個人所有の住宅に、補助対象システムを設置する個人。(※1) (2) 補助対象システムが設置された住宅を購入する個人。(※1)	(1) 自ら所有する住宅又は所有者以外で居住している個人所有の住宅に補助対象システムを設置する個人。(※1) (2) 補助対象システムが設置された住宅を購入する個人。(※1) (3) 共用部分での使用を主な目的として、補助対象システムを設置する管理組合。(※2)	(1) 自ら所有する個人所有の住宅に、太陽光発電システムを設置する個人。(※3) (※4) (2) 太陽光発電システムが設置された住宅を購入し、賃貸の用に供する個人。(※4) (※5) (3) 共用部分での電気の使用を主な目的として、太陽光発電システムを設置する管理組合。(※2)

(※1) 住宅（賃貸の場合を除く）には、補助金交付請求書の提出時に居住者がいること（住民票で確認できること）。なお、補助対象システムは主として居住者の利用を前提とし、売電を始めとした事業として設置するものについては補助対象外とする。

(※2) 管理組合が設立されていない場合は、建築主も補助対象者とする。但し、管理組合設立後に、その権利義務等を引き継ぐ場合に限る。

(※3) 電気の使用は、共用部分での利用に限らず、各住戸での利用も可とする。

(※4) 住宅の所有者が同一物件内に居住し、所有者宅のみで利用する太陽光発電システムの設置については補助対象外とする。

(※5) 住宅建築時に、当該住宅が市民協議会より補助金を受けて太陽光発電システムを設置している場合は補助対象外とする。

(別表3) 補助金交付額及び補助対象住宅

	システム	補助金交付額	補助対象住宅
1	住宅用太陽光発電システム	発電出力 1kW(※1)あたり 2万円(※2) (上限 20万円)	集合住宅
2	家庭用燃料電池	定額 5万円 システム単体で設置する場合は、 上限 300件	戸建住宅 集合住宅
3	リチウムイオン蓄電システム	機器費(※3)の 1/2 (※2) (上限 40万円)	
4	V2Hシステム	機器費(※4)の 1/2 (※2) (上限 20万円)	

(※1) 発電出力は、小数点以下第3位までの値とする。

(※2) 端数が出た場合は千円未満切捨て。

(※3) 機器費には蓄電池本体、PCS、リモコン、計測・制御装置、専用表示装置、筐体を含む。消費税及び地方消費税相当額を除く。

(※4) 消費税及び地方消費税相当額を除く。

(別表4-1) 補助金交付対象申請時の必要書類 【補助対象システム】 (○: 提出が必要)

提出書類		補助対象システム			
		住宅用 太陽光 発電 システム	家庭用 燃料 電池	リチウムイ オン蓄電 システム	V2H システム
1	住宅用エネルギーシステム導入計画書(様式第1-2号)	○	○	○	○
2	住宅用エネルギーシステム導入経費等の内容申立書(様式第1-3号)	○	○	○	○
3	住宅用エネルギーシステム導入促進事業 補助金交付申請額算出書(様式1-4号)	○	○	○	○
4	【申請者と住宅所有者が異なる場合】 同意書 ※ただし、申請者が共同名義の中の一人の場合は不要	○	○	○	○
5	申請者が住宅を所有していることがわかる書類(登記簿謄本等)	○	-	-	-
	【自ら居住しない住宅にシステムを設置する場合】 申請者が住宅を所有していることがわかる書類(登記簿謄本等)	-	○	○	○
6	補助金交付対象申請用写真台紙(※1) 該当する下記のカラー写真を台紙に貼付し、台紙に必要な事項を記入	○	○	○	○
	①住宅全体または建設予定地 ※新築や建替住宅への設置工事を行う場合は、以下の2種類の写真を提出 ア)完成時の写真と同じアングルで敷地と前面道路を含んだもの イ)ア)とは別のアングルで、周辺の建物等を含んだもの	○	○	○	○
	②システム設置部分または設置予定部分 ※ただし、設置予定部分が更地の場合は不要	○	○	○	○
	【システムが設置されている住宅を購入する場合】 ③システムの銘板部分 ※リチウムイオン蓄電システムについては、蓄電容量の表示を合わせて撮影	-	○	○	○
	【システムを設置した集合住宅を購入する場合】 ④定格出力の確認ができるパワーコンディショナーの銘板部分	○	-	-	-
	【システムを設置した集合住宅を購入する場合】 ⑤非常用電源のコンセント部分(非常時に共有部分で発電電力の利用の可否を確認できるもの)	○	-	-	-
7	【システムを設置した集合住宅を購入する場合】 出力対比表の写し(原則メーカー発行のもので、公称最大出力を確認できるもの)	○	-	-	-
8	設置計画図(システムの配置・パネルの公称最大出力・パワーコンディショナーの定格出力がわかる図面、非常用コンセントの位置や仕様が分かる書面)	○	-	-	-
9	システムの設置場所・申請者が電力受給契約における発電設備の場所・契約者と同じであることを確認できる書類 (例 電力会社からの系統連系に係る契約のご案内の写し、再生可能エネルギー発電事業計画についての国の認定通知書の写し、固定価格買取制度再生可能エネルギー電子申請による認定申請登録完了済のマイページの写し)	○	-	-	-

提出書類	補助対象システム	住宅用 太陽光 発電 システム	家庭用 燃料 電池	リチウムイ オン蓄電 システム	V2H システム
10	【電力受給契約者が居住者である賃借人又は管理組合の場合】 集合住宅における住宅用太陽光発電システムについて、電力受給契約者が居住者である賃借人（空室時は管理会社等でも可）となること 分かる書類 (例 電力受給契約等申込書の写し、賃貸借契約書のフォーム、申請者と管理会社が交わした管理に関する委託契約書等の写し)	○	—	—	—
11	製品カタログの写し（メーカー名、構成機器、型番、蓄電容量がわかるページを抜粋して提出）	—	—	○	—
12	自動車検査証の写し（使用者と申請者の住所が一致しており、燃料が「電気」もしくは「ガソリン・電気」であること） ※電気自動車等を補助金交付請求までに購入予定の場合は交付請求時の提出で可	—	—	—	○
13	システムを設置する住宅の場所を確認できる書類 (例 システム設置住宅に印を付けた周辺地図の写し)	○	○	○	○
14	【既築住宅にシステムの設置工事をする場合（補助対象住宅の居住者の異動がない場合）】 発行日から3ヶ月以内で世帯主、続柄、本籍、筆頭者、マイナンバーの記載がない申請者の住民票の写し(※2)(※3)	○	○	○	○
15	申請者の氏名、住所及び生年月日が印字され、本人確認が出来る公的な証明書の写し 例) 運転免許証（両面の写し）、マイナンバーカード（表面の写し） ※住所等を申請者本人が記入したものは不可。 ※本人確認書類は有効期限内のものに限る。	○	○	○	○
16	【申請者本人が居住しない住宅にシステムを設置する場合】 補助金交付対象申請時に居住している者の発行日から3ヶ月以内で世帯主、続柄、本籍、筆頭者、マイナンバーの記載がない住民票の写し(※2)	○	○	○	○
17	発行日から3ヶ月以内の申請者の福岡市税の滞納がないことの証明書の写し ※ただし、事務局による「福岡市税の滞納の有無に関する調査」に同意する場合は不要	○	○	○	○
18	【既築の分譲集合住宅（共用部分）に設置する場合】 管理組合総会でシステム設置の決議がされたことを示す書面の写し	○	○	○	○
19	【建築主が申請する場合】 管理組合設立に関する計画書、管理組合設立後にその権利義務等を引き継ぐことを確認することができる書類	○	○	○	○
20	【手続きを第三者に依頼する場合】 申請等手続代行者選任届（様式第13号）	○	○	○	○
21	補助金交付対象申請 提出書類等確認チェックリスト	○	○	○	○
22	その他、市民協議会が特に必要と認める書類	○	○	○	○

※1 提出する写真は、申請前1ヶ月以内に撮影したものとする。

※2 賃貸住宅の場合は、居住している賃借人の住民票は不要。

※3 新築・建替住宅にシステムの設置する場合又はシステムを設置した住宅を購入する場合は、補助対象住宅の居住者に住所の異動があるため、補助金交付請求時に提出すること。

(別表4-2) 補助金交付対象申請時の必要書類 【補助条件システム】

(○: 提出が必要)、(△: 提出が必要であるが、補助対象システムと合わせて作成するもの)

提出書類	補助条件システム	住宅用太陽光発電システム		HEMS	
		新設	既設	新設	既設
1	住宅用エネルギーシステム導入計画書(様式第1-2号) ※単独で作成せず、補助対象システムと合わせて作成すること	△	△	△	△
2	住宅用エネルギーシステム導入経費等の内容申立書(様式第1-3号) ※単独で作成せず、補助対象システムと合わせて作成すること	△	—	△	—
3	システムの設置場所・申請者が電力受給契約における発電設備の場所・契約者と同じであることを確認できる書類 (例 電力受給契約書の写し、電力会社からの系統連系に係る契約のご案内の写し、再生可能エネルギー発電事業計画についての国の認定通知書の写し、固定価格買取制度再生可能エネルギー電子申請による認定申請登録完了済のマイページの写し)	○	○	—	—
4	補助金交付対象申請用写真台紙(※1) 該当する下記のカラー写真を台紙に貼付し、台紙に必要事項を記入	○	○	○	○
	①システム設置部分または設置予定部分 ※ただし、設置予定部分が更地の場合は不要	○	○	○	○
	②HEMSの銘板部分	—	—	—	○
	【システムが設置された住宅を購入する場合】 ③HEMSの銘板部分	—	—	○	—
	④システムの稼働状況を確認することができる写真 (例 発電状況が表示されている住宅用太陽光発電システムのモニター画面、住宅の電力使用量が表示されているHEMSのモニター画面)	—	○	—	○
	⑤定格出力を確認できる、パワーコンディショナーの銘板部分 【システムが設置された住宅を購入する場合】 ⑥定格出力を確認できる、パワーコンディショナーの銘板部分	—	○	—	—
5	【システムが設置された住宅を購入する場合を含む】 設置計画図(システムの配置・パネルの公称最大出力・パワーコンディショナーの定格出力がわかる図面)	○	—	—	—
6	「ECHONET Lite」規格の認証登録が確認できる書類 (例 メーカー名・型番・構成機器の品番が記載された製品カタログの写し及び認証登録番号等が記載されたECHONET HPの該当箇所の画面コピー) ※ECHONET Lite登録の製品品番と設置システムの製品番号が異なる場合は、両者が同一であることを示す書類も合わせて提出	—	—	○	○
7	空調、照明等の電力使用量を個別に計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できることを確認できる書類 (例 メーカー名・型番・構成機器の品番、個別の計測・蓄積、見える化が可能なことを記載した製品カタログの該当ページの写し) ※上記6と重複するものは省略可	—	—	○	○
8	その他、市民協議会が特に必要と認める書類	○	○	○	○

※1 提出する写真は、申請前1ヶ月以内に撮影したものとする。

(別表5-1) 補助金交付請求時の必要書類 【補助対象システム】(○:提出が必要)

提出書類	補助対象システム	住宅用	家庭用	リチウムイオン蓄電	V2H
		太陽光 発電 システム	燃料 電池	システム	システム
1	住宅用エネルギーシステム導入報告書(様式第8-2号)	○	○	○	○
2	住宅用エネルギーシステム導入経費の領収書の写し (宛名《申請者名》、金額、但し書き《補助対象システム名及び内訳金額》、領収日、発行日、領収者名、領収印が、正しく記載・押印されているもの)	○	○	○	○
3	住宅用エネルギーシステム 領収書金額内訳書	「領収書の写し」に必要項目の記載がない場合に「領収書の写し」と併せて提出が必要			
4	申請者名義の通帳の写し (金融機関名、支店名、口座番号、口座名義の記載箇所のみ)	○	○	○	○
5	補助金交付請求用写真台紙 該当する下記のカラー写真を台紙に貼付し、台紙に必要事項を記入	○	○	○	○
	①住宅全体(※1)	○	○	○	○
	②システム設置部分(※1)	○	○	○	○
	③システムの銘板部分(※1) ※システムのパッケージ型番・製品番号等と銘板の内容が一致しない場合、両者が同一のものであることを示す書類を添付すること。	—	○	○	○
	④定格出力を確認できるパワーコンディショナーの銘板部分(※1)	○	—	○	—
	⑤非常用電源のコンセント等の部分(※1) (非常時に共有部分で発電電力の利用の可否を確認できるもの)	○	—	—	—
⑥蓄電容量を確認できるリチウムイオン蓄電システムの銘板部分	—	—	○	—	
6	【申請時に電気自動車等を保有しておらず、交付請求までに購入した場合】 自動車検査証の写し(使用者と申請者の住所が一致しており、燃料が「電気」もしくは「ガソリン・電気」であること)	—	—	—	○
7	出力対比表の写し(原則メーカー発行のもので、公称最大出力を確認できるもの)(※1)	○	—	—	—
8	【共用部分で電気の使用を行う場合】 非常時に共有部分で発電電力の利用が可能であることを居住者に周知する通知等 (例 賃貸借契約書のフォーム、居住者への周知チラシ案等)	○	—	—	—
9	【補助金交付対象申請時に居住者がいない住宅(新築・建替住宅にシステムの設置をする場合、システムを設置した住宅を購入する場合など、補助金交付請求までに、補助対象住宅の居住者に住所の異動があった場合)】 発行日が入居日以降で、世帯主、続柄、本籍、筆頭者、マイナンバーの記載がない申請者の住民票の写し(※2)	○	○	○	○
10	補助金交付請求 提出書類等確認チェックリスト	○	○	○	○
11	その他、市民協議会が特に必要と認める書類	○	○	○	○

※1 システムが設置された住宅を購入し、補助金交付対象申請時に提出済みの場合は不要。

※2 申請者が設置対象住宅に居住しない場合、居住している者の発行日から3ヶ月以内で世帯主、続柄、本籍、筆頭者、マイナンバーの記載がない住民票の写しも併せて提出。ただし、賃貸の場合は不要。

(別表5-2) 補助金交付請求時の必要書類 【補助条件システム】

(○：提出が必要)、(△：提出が必要であるが、補助対象システムと合わせて作成するもの)

提出書類	補助条件システム	住宅用太陽光発電システム		HEMS	
		新設	既設	新設	既設
1	住宅用エネルギーシステム導入報告書(様式第8-2号) ※単独で作成せず、補助対象システムと合わせて作成すること	△	△	△	△
2	住宅用エネルギーシステム導入経費の領収書の写し (宛名《申請者名》、金額、但し書き《補助条件システム名及び内訳金額》、領収日、発行日、領収者名、領収印が正しく記載・押印されているもの) ※補助条件システム単独で作成するか、補助対象システムの領収書内に含まれている場合も可	△ / ○	—	△ / ○	—
3	住宅用エネルギーシステム 領収書金額内訳書 ※補助対象システムと合わせての作成も可	「領収書の写し」に必要な項目の記載がない場合に「領収書の写し」と併せて提出が必要			
4	補助金交付請求用写真台紙 該当する下記のカラー写真を台紙に貼付し、台紙に必要事項を記入	○	—	○	—
	①システムの設置部分(※1)	○	—	○	—
	②HEMSの銘板(※1) ※型番と銘板の製品番号が一致しない場合は、両者が同一のものであることを示す書類を添付すること	—	—	○	—
	③定格出力を確認できる、パワーコンディショナーの銘板部分(※1) 【交付対象申請後にパワーコンディショナーの入れ替えを行った場合】 ④パワーコンディショナーの設置部分及び銘板部分	○	—	—	—
5	出力対比表の写し(原則メーカー発行のもので、公称最大出力を確認できるもの)	○	—	—	—
6	その他、市民協議会が特に必要と認める書類	○			

※1 システムが設置された住宅を購入し、補助金交付対象申請時に提出済みの場合は不要

(別表6) 管理期間

	補助対象システム	年数
1	住宅用太陽光発電システム	17年
2	家庭用燃料電池	6年
3	リチウムイオン蓄電システム	6年
4	V2Hシステム	5年